

《 交通安全知識テスト（道路の定義編） 》 解答・解説

番号	解答	解説
1	○	交通の安全を図ること、交通の円滑を図ること、交通公害の防止の三つが道路交通法の目的です。
2	○	不特定多数の歩行者や車が自由に通行することができる場所のことです。
3	×	その他、都道府県道、市町村道、附属施設等があります。
4	×	道路運送法に定める自動車道とは、一般自動車道と専用自動車道をいいます。
5	○	一般の人や車が自由に通行できる場所のことです。公園内の通路、神社仏閣の境内、空地や海辺などの場所もあります。ただし、その管理者の意思によって閉鎖されたときは、ここにいう「道路」でなくなります。
6	○	その通りです。その他、並木や道路標識などもこれに含まれます。